

諸外国における排出量取引の 実施・検討状況

平成20年7月
環境省

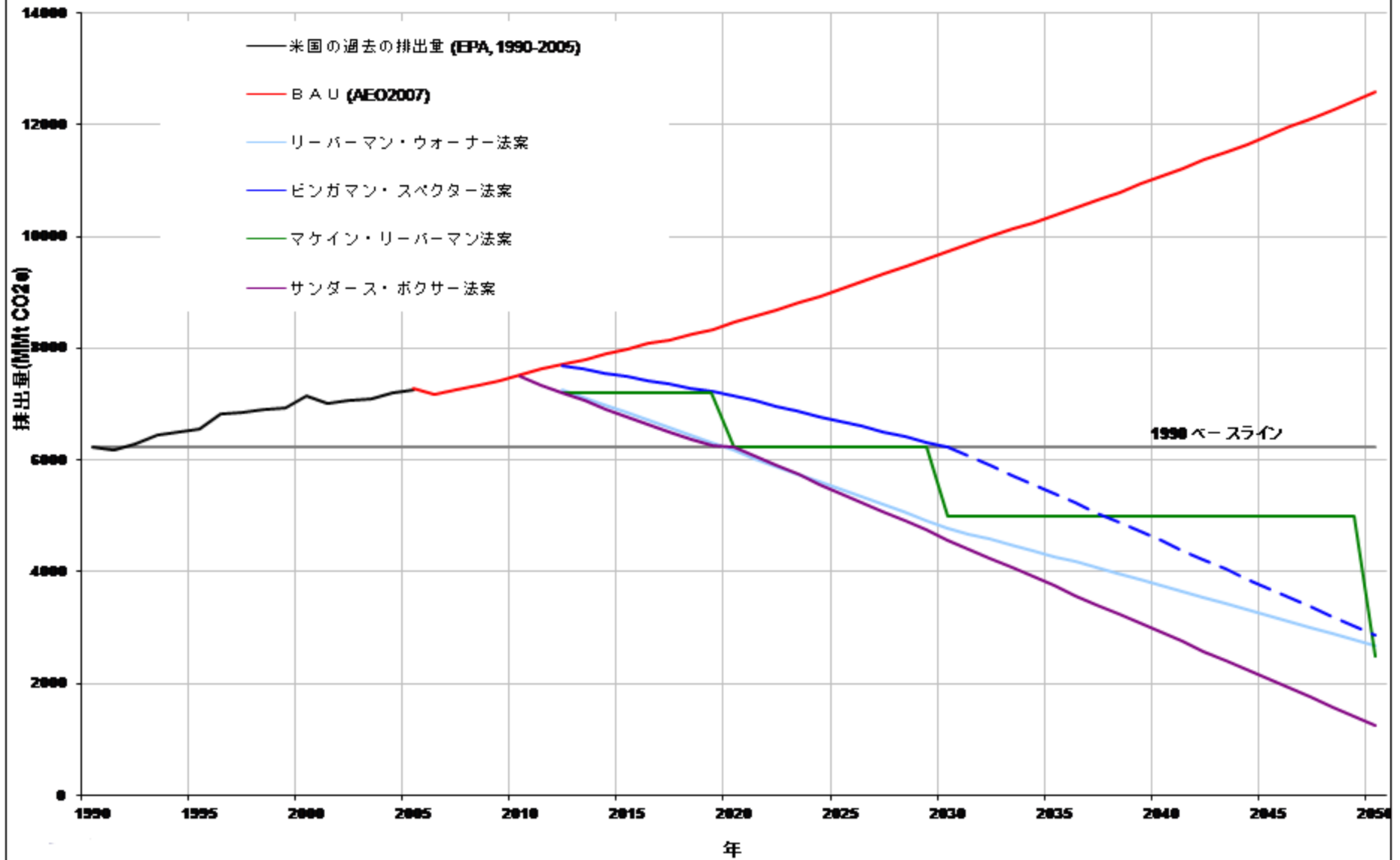
1. 米国の状況

(1) 連邦議会における主な排出量取引制度関連法案の概要

		リーバーマン（無）・ウォーナー（共）法案 2007年12月5日： 上院環境・公共事業委で可決	ピンガマン（民）・スペクター（共）法案	リーバーマン（無）・マケイン（共）法案	ボクサー（民）・サンダース（無）法案
削減目標(米総排出量)	2020	2005年比19%削減	2006年比横ばい	1990年比横ばい	1990年比横ばい
	2030	—	1990年比横ばい	1990年比22%削減	1990年比27%削減
	2050	2005年比63%削減	2006年比60%削減	1990年比60%削減 ¹	1990年比80%削減 ¹
規制対象		石炭使用設備、天然ガス・石油の生産施設・輸入等	化石燃料等の輸入・生産事業者、石炭消費施設等	石油製品等の輸入・生産事業者、年間1万トン以上のGHG排出施設等	EPAが決定
割当方法		過去の実績に基づく無償割当とオークションを組合せ、段階的にオークションの割合を高めていく	過去の実績に基づく無償割当とオークションを組合せ、段階的にオークションの割合を高めていく	無償割当とオークションの組合せ	EPAがルール設定
費用緩和措置		<ul style="list-style-type: none"> 「炭素市場効率性理事会」を設置し、排出枠価格の安定化を図る 次期期間への繰越 次期期間からの借入 国内外削減プロジェクトの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 事実上の上限価格を設定（いわゆる安全弁、トンあたり12ドル） 次期期間への繰越 国内外削減プロジェクトの活用 	<ul style="list-style-type: none"> 次期期間からの借入 次期期間への繰越 国内外削減プロジェクトの活用 	EPAがルール設定
中・印等に対する国際競争力問題への対処措置		2020年以降、米国と同等の温暖化対策を実施していない主要貿易相手国からの輸入品に関しては、その輸入者に排出枠の提出を求める	2020年以降、米国と同等の温暖化対策を実施していない主要貿易相手国からの輸入品に関しては、その輸入者に排出枠の提出を求める	特に規定なし	特に規定なし

リーバーマン・ウォーナー法案は、2008年6月に上院本会議で審議、採決に至らず。P.7-9参照。

(参考) 主な排出量取引制度関連法案の削減目標 (2007年10月18日現在)



ピュー気候変動センター資料より作成

1. 米国の状況

(2) リーバーマン・ウォーナー法案の概要

2007年12月5日：上院環境・公共事業委で可決

	内容																
目的	<ul style="list-style-type: none"> ●地球全体の気候変動に破滅的な悪影響を与えないよう、2007年から2050年までに 米国から排出される温室効果ガス(GHG)の排出量を十分に削減するための連邦政府の取組の中心となるプログラムを創設する。 ●上記の目的を達成するためのGHGの排出削減並びに米国経済の堅調な発展確保及び国民の過大な負担の回避を同時に達成する。 																
対象物質	●6種類のGHGすべてを対象とする。																
削減目標	<ul style="list-style-type: none"> ●2005年比で2020年までに19%削減 ●2005年比で2050年までに63%削減 																
対象・割当方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 年間5,000t以上の石炭を使用する設備 天然ガスの処理、生産施設、または液化天然ガス含む輸入業者 石油/石炭ベースの液化/気体燃料の生産施設、または輸入業者 10,000t-CO2相当以上のGHG排出を伴う化学物質を販売/流通目的で生産する施設、または輸入する業者 HCFC生産の副生物として、10,000t-CO2相当以上のHFCsを排出する施設 ●割当方法 ・過去の実績に基づく無償割当とオークションを組合せて排出枠を設定。 段階的にオークションの割合を高めていく(2012年26.5%→2050年69.5%) 無償割当の内訳とその経年変化は以下の通り。 <table border="1" data-bbox="441 971 1875 1179"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>2012年</th> <th>2030年</th> <th>2050年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>規制対象者(グランドファザリングによる割当で、直近3年間の排出実績等を基に、初期割当量を決定。)</td> <td>34%</td> <td>2.75%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>早期対策(2016年まで)</td> <td>5%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>規制対象者以外(州、電力/天然ガス消費者、CCS、農業、森林、埋立地、石炭鉱)</td> <td>34.5%</td> <td>34.5%</td> <td>30.5%</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●なお、個人住宅や商業用のボイラー、暖房などはキャップ&トレード(CT)システムではカバーしないものの、本法案においてこれらの製品や建物に関する省エネ基準の強化も併せて規定することで対応。 	対象	2012年	2030年	2050年	規制対象者(グランドファザリングによる割当で、直近3年間の排出実績等を基に、初期割当量を決定。)	34%	2.75%	—	早期対策(2016年まで)	5%	—	—	規制対象者以外(州、電力/天然ガス消費者、CCS、農業、森林、埋立地、石炭鉱)	34.5%	34.5%	30.5%
対象	2012年	2030年	2050年														
規制対象者(グランドファザリングによる割当で、直近3年間の排出実績等を基に、初期割当量を決定。)	34%	2.75%	—														
早期対策(2016年まで)	5%	—	—														
規制対象者以外(州、電力/天然ガス消費者、CCS、農業、森林、埋立地、石炭鉱)	34.5%	34.5%	30.5%														
コストの効率的な管理	<p>排出枠価格の安定化を図るため以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●排出枠の購入、保持、売却、放棄 ●次期期間への繰越(バンキング) ●次期期間からの借入(ポローイング、その年の排出枠の15%を上限、年利10%、5年間の年限) ●国内外削減プロジェクトの活用(それぞれその年の排出枠の15%を上限、EPAの承認が必要) ●「炭素市場効率性理事会」の設置(メンバーは7名、任期は14年で大統領が上院の助言・承認を得て指名。排出量取引市場の監視及び価格の激変緩和措置の実施並びに大統領・議会への報告等) 																

1. 米国の状況

(2) リーバーマン・ウォーナー法案の概要

	内容
オークションの実施	<ul style="list-style-type: none">●気候変動クレジット法人(CCCC)を設立(上院の助言と承認に基づき大統領が指名する5人の理事により構成される理事会を有し、理事の任期は5年)し、排出枠のオークションを実施する。●オークションにより配分される排出枠の割合は、2012年に18%(事前オークションによる6%を除く)であるが、その後徐々に割合は上昇し、2031年から2050年までの間は73%で一定化する。●オークションによる収入の用途は以下のとおり、 収益を、新設する以下のファンドに用いる。●土地管理局緊急消火ファンド(the Bureau of Land Management Emergency Firefighting Fund)に3億ドル確保。●森林局緊急消火ファンド(the Forest Service Emergency Firefighting Fund)に8億ドル確保。●Climate Security法管理ファンドに法律運用に必要な経費を確保。 オークション収益の残りを、以下の割合で各目的に用いる。●52%をエネルギー技術の展開●2%をエネルギー独立加速ファンド(Energy Independence Acceleration Fund)●18%をエネルギー消費者対策●5%を気候変動労働者養成プログラム(Climate Change Worker Training Program)●18%を米国の自然資源の適応プログラム●5%を気候変動と国家安全プログラム(the Climate Change and National Security Program)
モニタリング・報告	<ul style="list-style-type: none">●EPAは、システム全体の運営と公表できるデータの整備を担当する。対象となる主体のGHG排出量のモニタリングと対象主体からEPAへの報告システム等について整備する。
省エネルギー	<ul style="list-style-type: none">●下院のエネルギー法案が承認した家庭用ボイラー、暖房、エアコンディショナーの省エネ基準、建物の省エネ基準を強化する。
国際的なGHG削減に向けた努力	<ul style="list-style-type: none">●米国の政策が開始されてから8年後、仮に主要排出国において同程度の措置が講じられていない場合、大統領はGHG集約製品(鉄鋼、アルミなど)を当該主要排出国から輸入する国内の輸入事業者に対し、米国内の政策に基づき国内製造業者に求められているものと同様の分量の排出枠を提出させる権限を有する。
見直し、その他	<ul style="list-style-type: none">●EPAは、NAS(National Academy of Sciences)に委託し、制度の包括的な評価及び技術面からの報告・助言を求める。●ACSAと同等以上のGHGガスの排出削減を求める州の規制は、ACSAに取って代わられるものではない。

(参考) 国内排出量排出量取引に積極的な企業の動き

USCAP (United States Climate Action Partnership)

「キャップ&トレード制度は不可欠」

2007年4月、10社、4団体で発足。現在、27社、6団体。

Alcan Inc.	DuPont	PepsiCo
Alcoa	Environmental Defense	Pew Center on Global
American International Group, Inc. (AIG)	Exelon Corporation	Climate Change
Boston Scientific Corporation	Ford Motor Company	PG&E Corporation
BP America Inc.	FPL Group, Inc.	PNM Resources
Caterpillar Inc.	General Electric	Rio Tinto
Chrysler LLC	General Motors Corp.	Shell
ConocoPhillips	Johnson & Johnson	Siemens Corporation
Deere & Company	Marsh, Inc.	World Resources Institute
The Dow Chemical Company	National Wildlife Federation	Xerox Corporation
Duke Energy	Natural Resources Defense Council	
	The Nature Conservancy	
	NRG Energy, Inc.	

(参考) 次期大統領候補のスタンス

<p>バラック・オバマ 上院議員(民・イリノイ)</p>	<p>ジョン・マケイン 上院議員(共・アリゾナ)</p>
<p>マケイン・リーバーマン法案及びサンダース・ボクサー法案の共同提案者</p>	<p>マケイン・リーバーマン法案の共同提案者</p> <p>リーバーマン上院議員(無・コネティカット)とは党派・テーマを超えた盟友関係</p>

→誰が大統領になっても、キャップ&トレードを柱とする温暖化対策法案が大統領の署名を得る可能性が高まった。

(参考) 米国上院におけるLW法案の議事妨害終結採決の分析

- 2008年6月6日、米国連邦上院本会議でLW法案に対する議事妨害終結採決が行われた。
- これは、法案に対する質疑及び討論を終結させて、法案そのものの賛否を問う採決をするか否かを問う採決である。
- 議事妨害終結採決には、過半数(定員100名中51票以上)ではなく、60票以上の賛成票が必要。
- 投票の結果、賛成票48票、反対票36票、不在16票で、議事妨害終結には至らず、LW法案そのものの採決は持ち越しとなった。
- 次頁以降に述べるとおり、反対票及び不在者の動向を分析すると、賛成票を投じた48名に18名を加えた66名が何らかのキャップ・アンド・トレード(C & T)法案に対する潜在的な支持者であると考えられる。
- 他方、いわゆるC & T法案と、LW法案という特定の法案に対するスタンスは分けて考える必要があり、60票を獲得できる特定の法案の策定に向けて、引き続き検討が進められるとみられる。

I. 採決の結果 賛成 48^(*)

Akaka (民-ハワイ)	Baucus (民-モンタナ)	Bayh (民-インディアナ)	Bingaman (民-ニューメキシコ)
Boxer (民-カリフォルニア)	Cantwell (民-ワシントン)	Cardin (民-メリーランド)	Carper (民-デラウェア)
Casey (民-ペンシルバニア)	Collins (共-メイン)	Dodd (民-コネチカット)	Dole (共-ノースダコタ)
Durbin (民-イリノイ)	Feingold (民-ウィスコンシン)	Feinstein (民-カリフォルニア)	Harkin (民-アイオワ)
Inouye (民-ハワイ)	Kerry (民-マサチューセツ)	Klobuchar (民-ミネソタ)	Kohl (民-ウィスコンシン)
Lautenberg (民-ニュージャージー)	Leahy (民-バーモント)	Levin (民-ミシガン)	Lieberman (無-コネチカット)
Lincoln (民-アーカンソー)	Martinez (共-フロリダ)	McCaskill (民-ミズーリ)	Menendez (民-ニュージャージー)
Mikulski (民-メリーランド)	Murray (民-ワシントン)	Nelson (民-フロリダ)	Nelson (民-ネブラスカ)
Pryor (民-アーカンソー)	Reed (民-ロードアイランド)	Reid (民-ネバダ)	Rockefeller (民-ウエストバージニア)
Salazar (民-コロラド)	Sanders (無-バーモント)	Schumer (民-ニューヨーク)	Smith (共-オレゴン)
Snowe (共-メイン)	Stabenow (民-ミシガン)	Sununu (共-ニューハンプシャー)	Tester (民-モンタナ)
Warner (共-バージニア)	Webb (民-バージニア)	Whitehouse (民-ロードアイランド)	Wyden (民-オレゴン)

反対 36 不在 16 合計 100

(*) LW法案の議事妨害終結採択で賛成した48名のうち、9名は「議事妨害終結採決には賛成であるが、LW法案には賛成できない」という内容の文書を公表している。

- 不在者のうち、議事妨害終結への賛意を文書で表明

Biden (民-デラウェア)	Clinton (民-ニューヨーク)	Coleman (共-ミネソタ)
Kennedy (民-マサチューセッツ),	McCain (共-アリゾナ)()	Obama (民-イリノイ)

- その他の不在者又は反対者のうち、ビンガマン・スペクター法案 (BS法案) の提案者又はマケイン・リーバーマン法案 (ML法案) に賛成票を投じた者

Murkowski (共-アラスカ)	Specter (共-ペンシルバニア)	Stevens (共-アラスカ)	BS法案の 提案者
Gregg (共-ニューハンプシャー)	Johnson (民-サウスダコタ)	Lugar (共-インディアナ)	ML法案に 賛成票

- その他の不在者又は反対者のうち、以下6名は、ドメニチ・ビンガマン決議 (DB決議) に賛成するなど、義務的な温暖化ガス削減の支持者

Alexander (共-テネシー)	Graham (共-サウスカロライナ)	Landrieu (民-ルイジアナ)	DB決議に 賛成票
Dorgan (民-ノースダコタ),	Conrad (民-ノースダコタ)	Corker (共-テネシー)	その他の場 で支持表明

() McCain議員は、議事妨害終結には賛成だが「原子力発電の推進が盛り込まれていなければ、法案には賛成できない。」としており、LW法案に賛成とは言えない。

1. 米国の状況

(3) 州レベルの動き

1. 「RGGI: 地域温室効果ガスイニシアティブ」

2005年に制度設計の覚書が公表され、2009年からの実施に向けて準備が進められている
北東部10州による排出量取引制度
対象は発電所。削減目標は2000年～2004年平均比で、2009年～2014年に横ばい、
2018年に10%削減。4年間のうち、排出量の多い3年間の平均値
費用緩和措置：国内外削減プロジェクトの活用

2. カリフォルニア州における地球温暖化対策法 (AB32) (2006年9月制定)

2006年に法が成立し、その実施に向けて準備が進められている
排出上限規制(キャップ)を2012年から導入(目標:2020年までに1990年比±0%)
排出量取引制度(トレード)の導入は政策オプションとして同州大気資源委員会が検討中
2008年から主要排出源からの排出量報告義務を導入することを義務付け

1. 米国の状況

(3) 州レベルの動き

3. 「WCI:西部気候イニシアティブ」

2007年2月に発表された米国西部州の温室効果ガス排出削減の地域イニシアティブ。2007年8月、参加各州の知事は、「地域目標に関するステートメント」を発表。その内容は以下のとおり。

- 現時点で、米国西部7州及びカナダ2州が参加。米加墨の州の新規加入を勧奨。
- 参加各州の合計で、2020年までに温室効果ガス排出を2005年比15%削減
各州はそれぞれ中期(2020年)、長期(2050年)の目標を設定(例えば、加州は上記2.のとおり、州により異なる)
- 排出削減対策は、包括的で、経済全体を対象とした以下を含むものであるべき。
複数のセクターを対象とする市場ベースのメカニズム
すべてのセクターによる行動
対象は6ガス

4. 「MGGA:中西部地域温室効果ガス削減アコード」



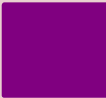



2007年11月に発足した米国中西部州の温室効果ガス排出削減の地域イニシアティブ。


- 発足時点で、米6州(イリノイ、アイオワ、カンサス、ミシガン、ミネソタ、ウィスコンシン)、カナダ1州(マニトバ、WCIにも加盟)が参加。3州(インディアナ、オハイオ、サウスダコタ)がオブザーバー。
- メンバー州の削減目標と整合性のある地域削減目標を設定。
- 市場ベース・複数セクターを対象とするキャップ&トレード制度を開発。他の制度とのリンクを可能とする。
- スケジュールは、12ヶ月以内にキャップ&トレード制度合意案とモデルルールを開発し(RGGIはこれを2005年9月に決定、2009年から施行)、30ヶ月(2010年5月)以内に施行する。

(参考) 米国の州レベルのイニシアティブ



(出典) ピュー気候変動センター

西部気候イニシアティブ (WCI)	中西部地域温室効果ガス削減アコード (MGGA)	地域温室効果ガスイニシアティブ (RGGI)
<p>メンバー: ワシントン、オレゴン、カリフォルニア、モンタナ、ユタ、アリゾナ、ニューメキシコ  (ブリティッシュコロンビア、マニトバ、ケベック(加))</p>	<p>メンバー: イリノイ、アイオワ、カンザス、ミシガン、ミネソタ、ウィスコンシン  (マニトバ(加))</p>	<p>メンバー: メーン、ニューハンプシャー、バーモント、ニューヨーク、マサチューセッツ、ロードアイランド、コネチカット、ニュージャージー、デラウェア、メリーランド </p>
<p>オブザーバー: アイダホ、ネバダ、ワイオミング、コロラド、カンザス、アラスカ  (オンタリオ、サスカチュワン(加))</p>	<p>オブザーバー: インディアナ、オハイオ、サウスダコタ </p>	<p>オブザーバー: ペンシルバニア、ワシントン.D.C </p>

 はMGGAのメンバーであると同時にWCIのオブザーバーであるカンザス

1. 米国の状況

(4) 民間主導の動き: シカゴ気候取引所 (CCX)

自主参加型の排出量取引制度

参加は自主的なものだが、CCXとの契約により削減目標(キャップ)が設定

1998年～2001年の平均排出量を基準に、フェーズ (2003～2006年)で4%削減、
フェーズ (2007～2010年)で6%削減

参加企業: American Electric Power、Sony Electronics、フォード、デュポンをはじめ
電力会社、製造業、自治体等300を超える主体が参加

枠組みの外での排出削減プロジェクト: 米国内、カナダ、ブラジル、メキシコでのメタン
回収、農業、植林

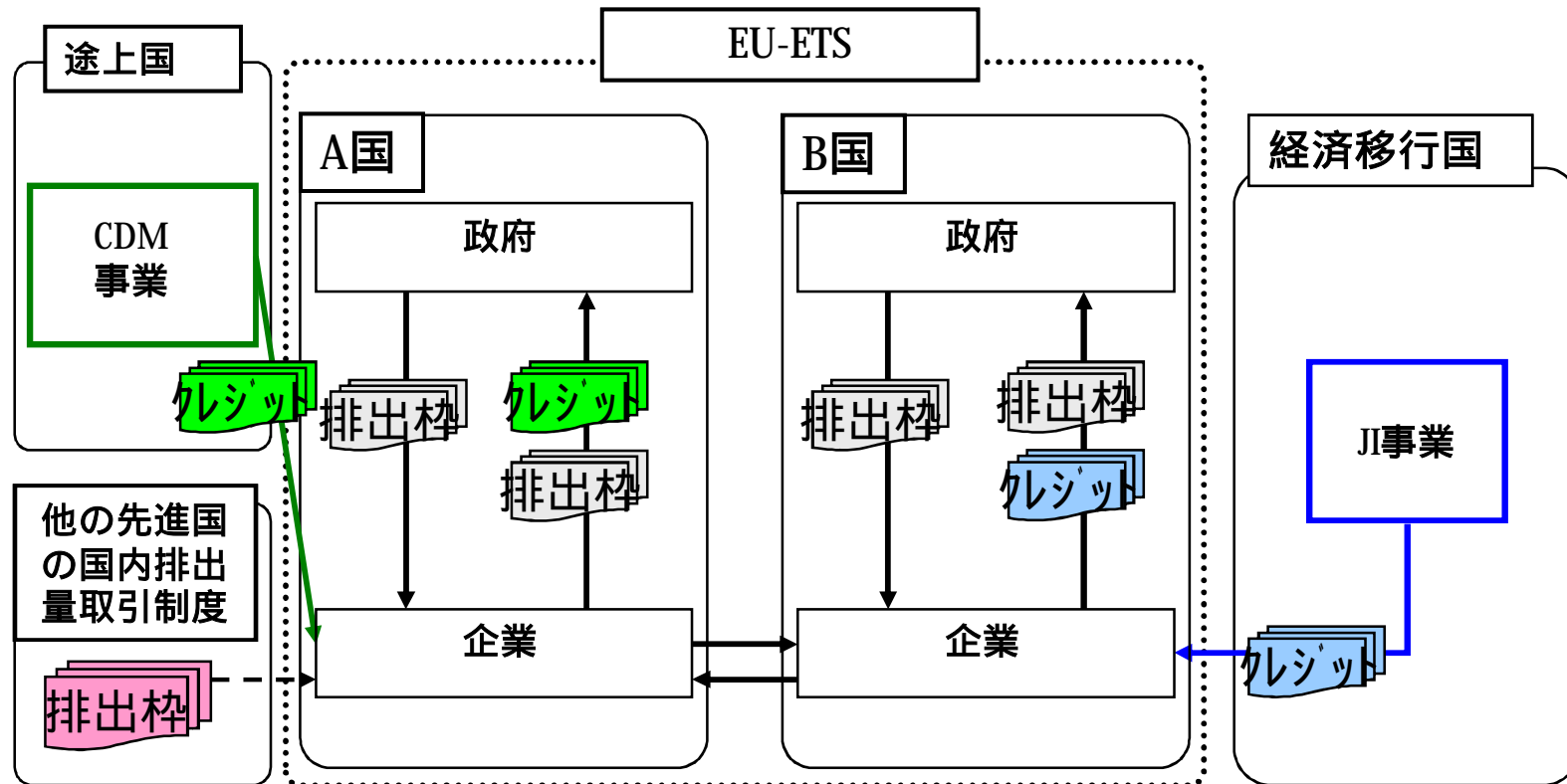
参加企業は排出量報告書を提出、全米証券業協会 (NASD) が削減量の検証を実施

2006年1年間で約1000万t-CO₂が取引された

2. EUの動き

(1) EU域内排出量取引制度(EU-ETS)の仕組み

- EU域内での排出量取引制度。2005年1月から開始(第1フェーズ:2005～2007、第2フェーズ:2008～2012)。
- 発電所、石油精製、製鉄、セメント等のエネルギー多消費施設(約11,500)が対象。CO2排出量のカバー率49%。裾きり基準:熱投入量20MW等。
- 各加盟国は対象施設に排出枠を交付。各施設は各年終了後に、排出量と同量の排出枠を政府に提出する義務あり。義務を果たすため、排出枠等を買ってくることもできる。
- 各施設はこの義務を果たすために、CDM/JIによるクレジットを使用できる。



*EUAとは、EUの初期割当量(AAU)に対応する形で発行される、EU-ETS内でのみ通用する排出枠。

2. EUの動き

(1) EU域内排出量取引制度(EU-ETS)の仕組み

- 現存する唯一のCap&Trade型の義務型排出量取引制度
 - 対象施設数約11,500、うち約7割がエネルギー転換部門
 - EU25内のCO₂の49%、GHGの41%をカバー
- CO₂のみ(経験蓄積のため意図的に限定とのこと)
- 割当方法:以下の二つの手法の組み合わせ
 - 過去の排出実績によって無償で配分する手法(大半)
 - 競売によって有償で配分する手法(一部)
- ペナルティ:(課徴金) + (不足分排出枠を次年に償却義務)
- 新規参入者の扱い
 - 新規参入者向けに取りおく排出枠の量は各国の裁量(妥当性についてECが評価)

2. EUの動き

(1) EU域内排出量取引制度(EU-ETS)の仕組み

	第1フェーズ (2005-2007)	第2フェーズ (2008-2012)	第3フェーズ案 (2013-2020)
削減目標	05年排出量比 + 8.3% (05～07年の期間平均)	05年の排出量比 5.6% (08～12年の期間平均)	05年の排出量比 21% (20年時点)
削減実績	+0.3% (05年比06年排出実績)	N/A	N/A
割当方法	グランドファザリングによる割当が中心。 (オークションは最大5%まで可能とされたが、実施した国はわずか)	グランドファザリングによる割当が中心。 (ただし、一部の国においてはベンチマーキングによる割当が増加。オークションは最大10%だが、実施予定の国は、第1フェーズより増加。)	原則オークションによる割当に移行。 (ただし、国際競争のリスクの高いセクターは、最大100%まで無償割当。) 2013年は、全排出枠の最低2/3をオークションで配分。
対象ガス	CO2	CO2。一部の国は他の温室効果ガスにも拡大予定。	CO2、N2O(化学)、PFC(アルミ)
対象部門	エネ転、産業部門に限定 (約11,500事業所)	航空部門へ拡大(2011年以降)を検討中	アルミ、化学(アンモニア等)、航空部門等を追加
カバレッジ	EU域内のCO2排出量の約49%	N/A	N/A
不遵守課徴金	€40/t-CO2	€100/t-CO2	消費者物価指数により毎年スライド
CDM/JI活用可能量	制限なし(ただし、実績ゼロ)	最大20%等の上限あり	第2フェーズの活用可能量の残余分
国際競争力問題への対処措置	特に規定なし	特に規定なし	影響の大きい産業部門を2010年までに特定し、2011年までに対処措置を報告書で公表する。影響の大きい産業部門への100%無償割当や、輸入者に排出枠の提出を求めることなどが考慮される。

2. EUの動き

(2) 排出量(欧州)市場の安定性について



EU-ETSの市場動向

原油価格等の上昇に伴い、投機的な需要が増大(05年物)

EU-ETS排出枠割当に余剰が生ずることが明らかになり、急落(06年物)

第1フェーズの排出量余剰を第2フェーズに持ち越さず、投売り(07年物)

第2フェーズは、制度の安定と情報の共有化が進み、市場を安定化(08年物)

検討課題

統一されたルールに基づく排出量取引制度、十分かつ健全な情報の提供、
国別登録簿システムをつなぐ国際取引登録(International Transaction Log : ITL)の
オンライン化等のインフラ整備等。

出典：第5回国内排出量取引制度資料2 - 2(平野委員作成資料)

3. オーストラリアの動き

- 2007年6月3日、ハワード前首相はオーストラリア国内で国内排出量取引制度を遅くとも2012年までに導入すると表明
- 2008年2月6日、新政権のワン温暖化・水大臣が、新政権の温暖化政策についての演説を行い、その中核として国内排出量取引制度を位置付けた。そして、2008年終わりまでに法案を作成、2009年に議会を通過、2010年から制度を開始するとの方針を表明。同3月17日に発表された検討スケジュールは以下の通り。

2008年 7月	制度設計についての討議ペーパーを公表
2008年12月	法案のドラフトを公表
2009年 3月	法案の議会提出
2009年半ば	政府は議会通過を目指す。
2010年～	排出量取引制度開始

制度設計に当たっての原則は以下のとおり。

キャップ・アンド・トレード制とする。

ガス及びセクターをできるだけ広くカバーする。

他国とリンクする。

エネルギー多消費かつ国際競争下にある産業が直面する競争上の問題を解決する。

強い影響を受ける産業に対するインパクトを解決する。

炭素価格のインパクトへの対応に関し、家庭(特に低所得者)を支援する方法を検討する。

4. ニュージーランドの動き

- 2007年9月20日、政府は、「気候変動ソリューション」及び「排出量取引スキーム」を発表。
- 「気候変動ソリューション」においては、カーボン・ニュートラルの目標を以下のように設定。
 - 電力部門:2025年までに達成
 - 固定エネルギー部門:2030年までに達成
 - 運輸部門:2040年までに達成
 - 残るすべてのエネルギー部門:2040年までに達成
- 「排出量取引スキーム」は、各部門に段階的に導入。対象ガスは6ガス。基本的考え方は以下のとおり。
 - 総量目標を設定。総量は長期で段階的に絞る意向
 - 森林、産業、農業部門において、基本的には無償割当。2013～2025年頃に全量をオークションで割り当て
 - 運輸部門、その他エネルギー部門、廃棄物部門の排出については有償割当
 - 割り当ては毎年実施

部門	ガス	主な対象	割当方法	開始時期
森林	CO ₂	森林伐採(1990年以前の森林)による排出	無償	2008年
運輸	CO ₂	上流の燃料供給者(石油精製・輸出)	有償	2009年
エネルギー(運輸を除く)	CO ₂ , CH ₄	オプション1. 上流供給者 オプション2. 上流・中流供給者	有償	2010年
産業	CO ₂ (プロセス起源), PFC _s , HFC _s , SF ₆	1. 鉄鋼・アルミ・セメント・石灰石・ガラス・金・紙の製造による排出 2. 石灰肥料の販売会社 3. 不活性合成ガスの輸入者	無償 (~2025年)	2010年 (SF ₆ は2013年)
農業	N ₂ O, CH ₄	1. 合成肥料の使用に伴う排出 2. 腸内発酵と糞尿処理に伴う排出	無償 (~2025年)	2013年
廃棄物	CH ₄	埋立地からの排出	有償	2013年

5. カナダでの動き

- 2007年4月、国内の温室効果ガス削減計画 (Turning the Corner) を公表。
 - GHG総排出量を、2006年比で2020年までに20%、2050年までに60-70%削減することをコミット。
 - 産業、運輸、民生(製品)の規制と価格メカニズムの活用。
- 2008年3月10日、上記をふまえた新たな詳細案を公表。
- 2008年秋、パブリックコメントを経た後に産業排出規制草案を公表予定。
- 2009年秋、最終案を公表予定。
- 2010年1月、施行予定。

(主な内容)

規制対象セクターの既存施設(2003年以前に操業開始)の原単位当たりの排出量を2006年比で2010年までに18%削減。その後、毎年2%削減。2004年以降操業開始の施設については、3年の猶予期間の後、毎年2%の削減。

2020年以降2025年までに、原単位目標から絶対目標への移行を目指す。

目標遵守のため、以下のメカニズムを活用。

- 目標非達成企業は目標を超過達成した企業からのクレジット取得が可能
(超過達成企業は排出原単位の差と生産量の積に相当する量の移転可能なクレジットを取得)
- 温室効果ガス削減技術の開発、導入、普及を行うための基金(Technology Fund)への拠出によるクレジット取得
- 国内のオフセット制度
- CDM (目標値の10%以内。植林CDMを除く)

6 . 国際的な動き

(EU-ETS)

【現行の制度】

排出量取引制度に関する欧州指令第25条では、リンク対象国として、「京都議定書を批准し、削減目標を有する国」と明記している(京都議定書未批准国である米国の排出量取引制度とのリンクは認められていない)。

2008年、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタインの3か国がEU-ETSとのリンクを実施。

【2013年以降】

欧州指令改正案第25条1a及び1bでは、「京都議定書を批准していなくとも、EUと協定を締結した国または地域等のキャップ・アンド・トレード制度で、EUETSの環境保全効果を損なわないものとのリンクを図る可能性がある。」としている。

(米国LW法案)

米国LW法案2501条-2503条では、海外排出枠の利用につき、遵守目的で提出する排出枠の最大で15%まで認めている。ただし、海外排出枠はEPA長官が認める(a)及び(b)を満たす海外排出量取引制度から生じる排出枠に限定している。

(a)絶対量規制を行う海外排出量取引制度

(b)モニタリング、遵守と実行について本制度と同等(comparable)の海外排出量取引制度

(ニュージーランド)

2007年9月にニュージーランド環境省及び財務省が発表したニュージーランドの排出量取引制度「The framework for a New Zealand Emission Trading Scheme」によると、NZETSは、対象者の数が少なく、小さな市場であるため、国際的なリンクを行うことで、ニュージーランドの国内市場に必要な流動性を提供し、また、国内の排出枠価格と国際的な価格とを同調させることができることから、国際リンクの必要性を認めている。EUETSとは担当者との協議中。経済的な結びつきの強い豪州とも、将来の協議に前向き。

ただし、実際に2012年までに他のスキームとリンクする可能性は限定的であると認識されている。

6. 国際的な動き

(米カリフォルニア州の取組)

2006年7月、カリフォルニア州は、英国と協定を結び、双方の市場ベースの制度のリンク可能性を共同で検討することを決定。また、同年12月、同州知事は、EUやRGGIとの取引が可能な制度の創設を目指しながら、包括的な市場ベースの制度を開発すべきとの行政命令に署名している。

(国際的なキャップ&トレード市場の構築に向けた動き)

2007年10月、ICAP(International Carbon Action Partnership、国際炭素行動パートナーシップ)が発足。

- 義務的なキャップ&トレード制度を実施済又は実施を約束している政府または公的機関によるフォーラム。
- 地域炭素市場の設計、互換性、リンク可能性を議論し、その障害と解決策を特定する予定。
- 創設メンバー：EC及び英・独等EU加盟8国、NY州等RGGIメンバーの米4州、カリフォルニア州・マニトバ州等WCIメンバーの米・加7州、ノルウェー、NZ(以上、21か国・州)
- 現在のメンバー：24か国・州

<u>EUメンバー</u>	<u>RGGIメンバー</u>	<u>WCIメンバー</u>	<u>その他</u>
EC	メーン州	アリゾナ州	ニュージーランド
フランス	メリーランド州	ブリティッシュコロンビア州(加)	ノルウェー
ドイツ	マサチューセッツ州	カリフォルニア州	オーストラリア
ギリシャ	ニュージャージ - 州	マニトバ州(加)	
アイルランド	ニューヨーク州	ニューメキシコ州	
イタリア		オレゴン州	
オランダ		ワシントン州	
ポルトガル			
スペイン			
イギリス			

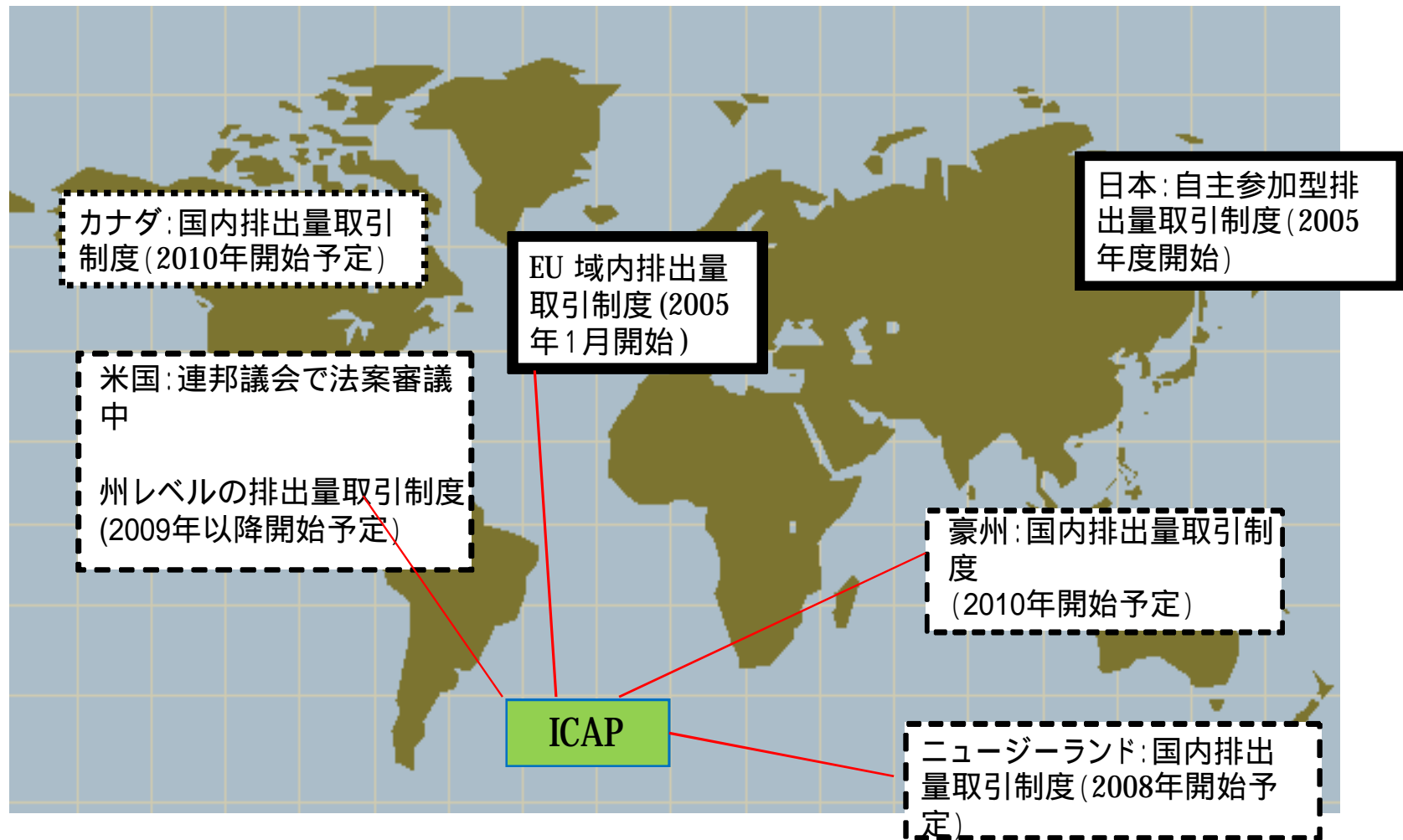
・ICAPの当面の活動

2008年5月19日/20日(ブリュッセル) 排出量のモニタリング・算定・検証・遵守・執行に関するグローバルカーボンフォーラムを開催予定

2008年10月(北米) 排出枠の割当に関するワークショップを開催予定

・我が国からは環境省がオブザーバ参加。

世界の主な国内排出量取引制度



7. 世界の排出量取引総量と取引額

	2005年(\$1=110円*)		2006年(\$1=116円*)		2007年(\$1=117円**)	
世界全体	7.1億トン	1兆1990億円 (109億ドル)	17億トン	3兆6192億円 (312億ドル)	30億トン	7兆4880億円 (640億ドル)
EU-ETS	3.2億トン	8690億円 (79億ドル)	11億トン	2兆8304億円 (244億ドル)	21億トン	5兆8617億円 (501億ドル)
CDM市場	3.4億トン	2640億円 (24億ドル)	5.4億トン	6728億円 (58億ドル)	5.5億トン	8658億円 (74億ドル)
JI市場	0.1億トン	77億円 (0.7億ドル)	0.2億トン	162億円 (1.4億ドル)	0.4億トン	585億円 (5.0億ドル)

*:平成19年度年次経済財政報告「長期経済統計」より。 **:平成19年の月例経済報告の月次計数の単純平均。

●価格【2007年】

—EUA 価格帯:20～25ユーロ

(参考) CDM事業の発行前クレジット平均価格:10ユーロ

発行済みCERの現物取引価格帯:16～17ユーロ

出典:世界銀行, State and Trends of the Carbon Market 2007及び同2008

主な取引所には、ノルウェー電力取引所(ノルドプール)、ドイツ欧州エネルギー取引所(EEX)、フランス電力取引所(ブルーネクスト)、欧州気候取引所(ECX)等がある。